

Information こども家庭課

令和6年度 広野こども園児募集

令和6年度広野町立広野こども園の入園児を下記のとおり募集します。入園を希望する保護者は、期日までにお申し込みください。

入園手続きについて

■手続き方法

入園申込書に必要事項をご記入の上、こども家庭課もしくは広野こども園にご提出ください。

■申込書の入手

用紙はこども家庭課、広野こども園でご準備しています。広野町のホームページからもダウンロードできます。

■対象年齢

平成30年4月2日～令和5年10月1日生まれの子ども
 5歳児 平成30年4月2日～平成31年4月1日
 4歳児 平成31年4月2日～令和2年4月1日
 3歳児 令和2年4月2日～令和3年4月1日
 2歳児 令和3年4月2日～令和4年4月1日
 1歳児 令和4年4月2日～令和5年4月1日
 0歳児 令和5年4月2日～令和5年10月1日

■受付時間

令和5年10月2日(月)～令和5年10月31日(火)
 ※こども園：
 土日祝日を除く午前8時30分～午後5時
 ※こども家庭課：
 土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

■保育時間

1号認定…午前8時～午後1時30分(月～金)
 (春・夏・冬の長期休業期間有り)

2号認定(短時間)
 …午前7時30分～午後3時30分(月～金)
 2号認定(標準時間)
 …午前7時30分～午後6時30分(月～金)
 3号認定(短時間)
 …午前7時30分～午後3時30分(月～金)
 3号認定(標準時間)
 …午前7時30分～午後6時30分(月～金)
 *土曜日は午前7時30分～正午までとなります。
 (2・3号認定のみ)

◎1号認定の預かり保育

- ・家庭での保育が困難な場合など下記により実施いたします。
- ・預かり保育日時…長期休業期間を除く平日のみ
 午前7時30分～午前8時
 午後1時30分～午後6時30分
- ・預かり保育料…30分毎に100円加算
- ・長期休業中の預かり保育も平日8時間まで実施いたします。

◎2・3号認定(短時間)の延長保育

- ・延長保育日時…平日のみ
 午後3時30分～午後6時30分
- ・延長保育料…30分毎に100円加算

■詳細は町ホームページをご確認ください。

問 広野こども園 ☎0240-27-2345
 広野町こども家庭課 ☎0240-27-2115

Information こども家庭課

令和6年度 広野町児童館(放課後児童クラブ) 児童募集

入館手続きについて

■手続き方法

入館申込書に必要事項をご記入のうえ、こども家庭課もしくは広野町児童館にご提出ください。

■申込書の入手

用紙はこども家庭課、広野町児童館でご準備しています。広野町ホームページからもダウンロードできます。

■対象児童

小学校新1年生から新6年生

■募集定員

80人

■受付期間

令和5年10月2日(月)～令和5年10月31日(火)

※広野町児童館：
 土日祝日を除く午前9時15分～午後5時
 ※こども家庭課：
 土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分
■入館基準および費用
 ・保護者が就労などにより家庭に不在のため、年間を通して児童館を利用する児童
 ・毎月2,850円の負担(利用料550円+おやつ代2,000円+保護者会費300円)があります。
■詳細は広野町ホームページをご確認ください。

問 広野町児童館 ☎0240-27-3288
 広野町こども家庭課 ☎0240-27-2115

Information 健康福祉課

介護保険料および後期高齢者医療保険料の年金からの特別徴収開始

平成23年3月11日に発生した東日本大震災および原子力災害により避難指示などが出された区域のうち、旧緊急時避難準備区域および平成26年12月31日までに解除された避難指示解除準備区域に居住していた方で、一定所得以下の個人または世帯は令和5年度における国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料について、本来の賦課額の2分の1を納めていただくこととなります。

介護保険料については、介護保険法第135条より、原則、年金からの天引きとなる特別徴収を開始いたします。介護保険料の対象者は、令和5年4月1日時点で広野町に住民票のある65歳以上の第一号被保険者の方で、年金(老齢年金・退職年金・遺族年金および障害年金)の年額18万円以上を受給されている方となります。

後期高齢者医療保険料については、75歳以上または一定の障がいを持つ65歳以上の方で、年金の受給額が年額18万円以上かつ介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超えない方が対象となります。年金からの特別徴収は、令和5年10月支給の年金から開始されます。

なお、これらに該当しない場合は普通徴収となります。支払い方法は納付書または口座振替となりますが、納め忘れの無いよう**口座振替をご活用ください。**

保険料や納期等については、令和5年7月以降に送付しております「保険料納入通知書」でご確認ください。

特別徴収と普通徴収		
	対象者	納付方法
特別徴収	<ul style="list-style-type: none"> ●老齢年金、退職年金、遺族年金、障害年金を年額18万円以上受給されている方 *手続きは必要ありません 	受給されている年金から自動徴収されます。
普通徴収	<ul style="list-style-type: none"> ●年金を受給されていない方 ●年金の受給額が年額18万円未満の方 ●特別徴収の要件を満たしていても、以下の条件に該当する方 <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和5年4月1日以降に65歳になられた場合(介護保険料) 2. 令和5年4月1日以降に75歳到達または、65歳以上で一定の障がいをお持ちの場合(後期高齢者医療保険料) 3. 他の市町村から広野町へ転入された場合 4. 年度の途中で所得段階の区分が変更となった場合 5. 年金の再裁定などにより年金の種類や金額が変更された場合(特別徴収が継続される場合もあります。) 6. 年金の支払いが停止(一部停止)になった場合 	納付書でのお支払いまたは口座振替となります。 口座振替取り扱い金融機関については下記の通りです。 ・あぶくま信用金庫 ・ゆうちょ銀行 ・東邦銀行 ・福島さくら農業共同組合

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information 総務課

令和5年度 行政区クリーンアップ作戦

■目的

地域住民などによる良好な生活環境の美化・保全への取り組みを行政区毎に積極的に推進するとともに地域住民の繋がりを深めることを目的として行政区毎のクリーンアップ作戦を実施します。

■日時

令和5年10月8日(日) 午前8時～(1時間程度)
 ※小雨決行
 ※雨天の場合は、10月14日(土)に延期

■集場所

各行政区の指定場所にご参集ください。

■実施内容

各行政区内の美化活動として道路などのゴミ拾い、除草、花壇の除草などを実施ください。

■ゴミなどの処理について

各行政区で回収したゴミなどは、後で回収するので、交通の妨げにならないよう、道路の路肩などに集積ください。

除草した草については、回収しませんので行政区において、処理してください。

■実施主体

主催 広野町・各行政区・広野町民など
 協力 広野町建設業組合

問 広野町 総務課 ☎0240-27-2111